

「とくしまマイシティ便利帳」協働発行业者募集要項

1 募集の趣旨

徳島市では、市民生活を送る上で必要な各種手続きをはじめとする行政情報や観光・歴史等の地域情報を掲載した冊子を官民の協働事業として発行するにあたって、協働発行业者を募集する。

2 業務概要

(1) 事業名称

「とくしまマイシティ便利帳」協働発行业者

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 発行時期

令和6年11月末（予定）

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。（個人での応募はできない。）

- ① 国又は地方自治体等公的団体における広告付行政情報誌の発行业務について、過去5年間（平成31年3月から令和6年2月まで）に、公的団体と契約の実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 本市が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑦ 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4 手続き

(1) スケジュール

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 公募開始 | 令和6年2月15日（木） |
| ② 質問書の受付期限 | 令和6年2月20日（火） |
| ③ 質問書に対する回答 | 令和6年2月26日（月） |
| ④ 参加申込書の受付期限 | 令和6年2月29日（木） |
| ⑤ 選定結果通知期限 | 令和6年3月21日（木） |
| ⑥ 協定書の締結 | 令和6年3月28日（木） 予定 |

(2) 質問及び回答

募集に関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

- ① 質問書受付期限 令和6年2月20日（火）午後5時まで
- ② 質問提出方法及び場所
質問書（様式5）により、市民生活相談課にE-mailで提出。
市民生活相談課 担当：八幡
E-mail: simin_seikatu_sodan@city-tokushima.i-tokushima.jp
- ③ 質問書に対する回答
回答方法：令和6年2月26日（月）に市のホームページで公開する。
- ④ 注意事項
質問の回答書の内容は、本募集要項等の追加又は修正とみなす。

(3) 参加申込書及び審査

本事業に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 参加資格に係る申立書（様式2）
- ③ 取扱実績調書（様式3）
- ④ 価格提案書（様式4）
- ⑤ 提案書（様式任意）

提案書には次の事項を記載すること。また、用紙サイズは、原則としてA4判とするが、図面、証明資料等についてはA3判とし、折り込むことは可。

ア 協働事業についての考え方・目的

イ 制作体制（総括責任者及び担当者も記載すること）

ウ 事業スケジュール

エ 便利帳の内容提案

(ア) 発行ページ数（総ページ数、うち行政情報ページ数及び広告掲載ページ数）

(イ) 規格

(ウ) 掲載記事案（行政情報、地域情報、その他の情報等）

オ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）

カ 配布方法及び配布スケジュール

キ その他PR資料

- ⑥ 会社概要（パンフレット等）
- ⑦ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑧ 納税証明書（国税、都道府県税、市町村税について直近のもの）
- ⑨ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（直近の事業年度分）
- ⑩ 印鑑証明書
- ⑪ 委任状（受任者を設定する場合のみ）（様式任意）

(4) 参加申込書提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時までに必着

(5) 参加申込書提出場所

徳島市市民生活相談課

(6) 提出方法

持参もしくは郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）。

なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(7) 提出部数

正本1部・副本5部

(8) その他

提出された提案書の内容について、徳島市から問い合わせる場合がある。

5 協働発行事業者の選定

(1) 方法

本事業は行政と民間事業者等の協働事業として取り組むものであり、公平性及び公正性が求められることから、公募型プロポーザル方式とし、徳島市が設置する協働発行事業者選定委員会において、各委員が、提出された応募書類及び参加者によるプレゼンテーションについて、(2)の評価基準に基づく評価を行い、各委員の得点を合計し、総得点が最も高い提案を選定する。また、同点となった場合は、委員の多数決により決定する。

(2) 評価基準

評価基準の項目及び配点（100点満点／委員）は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| ① 協働事業の理解度・積極性 | 10点 |
| ② 企画提案の内容 | 70点 |
| ③ 類似事業取扱実績 | 10点 |
| ④ 広告掲出料提案額 | 10点 |

(3) 選定結果通知

選定結果は、全参加者へ郵送により通知する。

選定結果に関する問い合わせ等には一切応じることはできない。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ① 提案書の提出期限に遅れた者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ その他この募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者

6 協定書の締結

協働発行事業者として決定された者は、市と協働発行事業に係る協定を締結する。

7 その他

- ① 書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ② 提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。
- ③ 提案書等は、本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、公平性、透明性を期すために「徳島市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがある。

